

川崎市旅館業法施行細則及び川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 3 号

川崎市旅館業法施行細則及び川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(川崎市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市旅館業法施行細則（昭和47年川崎市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表3の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「第6条」を「別表第1（希釈試料の調製に係る部分を除く。）」に改める。

(川崎市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市公衆浴場法施行細則（昭和47年川崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表3の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「第6条」を「別表第1（希釈試料の調製に係る部分を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。